

## 高嶺徳明の事蹟について

——とくに手術に用いた「薬」の本態について——

松 木 明 知

### 1 はじめに

著者はこれまで華岡青洲を溯ること一五年前の元禄二年（一六八九）に兎唇に対する補唇の手術法を中国の福州で学んで琉球に将来した高嶺徳明の事蹟について研究し、発表して来た。

東恩納寛淳が昭和三十三年（一九五八）に高嶺徳明の業を初めて発掘して以来、それが識者の注目を集め、以来金城清松、佐藤八郎、嘉手納宗徳の諸氏が、高嶺徳明の業績について研究した。しかし高嶺の業績の中で最も重要かつ肝腎な手術に関連した事項については、星氏が形成外科の立場から言及している以外に専門的な立場からの研究は、皆無であつた。

昭和五十九年十月、琉球大学医学部附属病院が開院し、その後援団体が高嶺徳明の名に因んで「徳明会」と命名された。これを記念して、同年十二月に沖繩医学会、琉球大学医学会共催の記念講演会が開催され、筆者が招かれて高嶺徳明に関する特別講演を行った。

筆者はこの講演において、高嶺徳明の業績についての旧説の誤りを正し、さらにその後も、鋭意徳明の伝えた秘伝の本

態について研究し、その一端について解明することが出来たと思われるので報告する。

なおこの講演を企画された琉球大学医学部附属病院長小張一峰、同医学部長大鶴正満両教授および沖縄県医師会医学部長古波倉正照博士、財団法人徳明会理事長新城盛和氏に深謝の意を表する次第である。

## 2 高嶺徳明の事蹟を伝える史料

琉球における高嶺徳明の事蹟を立証または傍証する資料は極めて少なく、中国側の史料は全く不詳で今後の研究課題でもある。日本側の史料としては、現在では高嶺宗家（高嶺康二氏）に伝えられる左の二点だけである。

一つは、筆者が以前に紹介した「魏姓家譜」である。

往時琉球首里の久米村に渡来居住した閩（ビン、現在の福建省福州）人三十六姓に欠員が出来たため、清との交渉に活躍していた高嶺徳明は琉球王から欠員を補うため「魏」姓を賜わった。したがって高嶺徳明は魏（ウイと発音する）士哲とも称した。したがって「魏姓家譜」とは高嶺家の家譜つまり系図を意味する。この家譜は全文漢文で記載されており、清の雍正八年（一七三〇、享保十五年）の日付を有する徳明自身の序を有している。（写真1）琉球王朝の印が数ヶ所押印されており、これは本家譜が十分に信憑するに足る資料であることを証明するものでもある。（写真2）なお本家譜は那覇市史に収録されている。

もう一つの史料は、大きさ約二十センチメートル程の三体の木像である。（写真3）

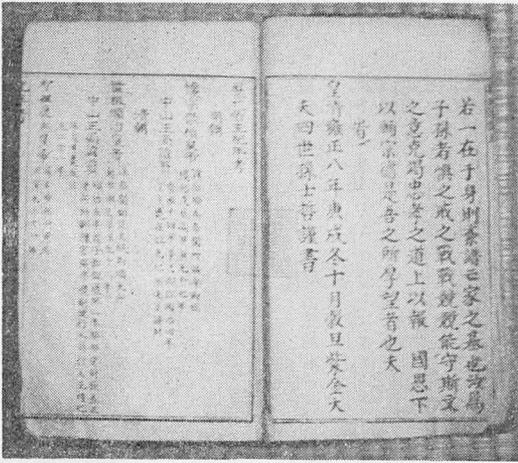


写真 1

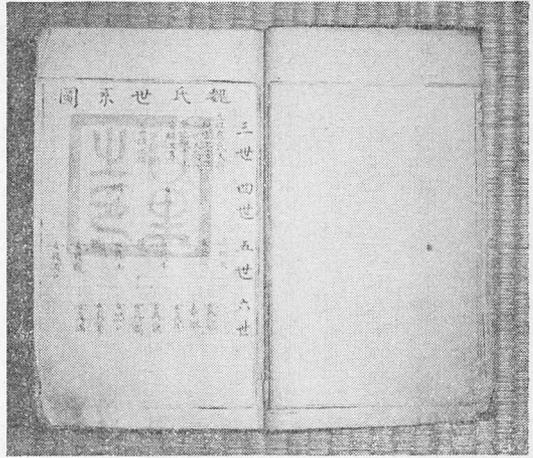


写真 2



写真 3

里眼、順風耳は、もと良民を悩ましていたが、天妣に折伏されて、脇侍となったものという。高嶺家には、この像に関して次のようなエピソードが伝えられている。徳明が黄会友に、補唇の手術法を乞うて伝授されたとき、他人に絶対教授しないと神に誓ったという。その神が天妣と順風耳、千里眼であるという。高嶺家では家宝としてこれまで他人に見せず、先きの沖繩戦でも「魏姓家譜」とこの神像だけを持って山中に避難したという。

以上述べたように、現在のところ、「魏姓家譜」と三体の神像だけが、徳明の事蹟の研究のため、われわれに遺された手懸りである。とくに補唇の術のことを考慮する場合、三体の神像は解決の有力な手懸りとはいえず、結局のところ「魏姓家譜」のみが史料として研究の対象となる。したがって、「魏姓家譜」を改めて十二分に吟味検討し、可能な限りの解

以前の報告で、筆者はこれらの木像の詳細については不詳としたが、その後の調査で、約二十センチメートルの最も大きい像は天妣、別名天后あるいは媽姐とも称される像で、他の二体の怪神は、千里眼、順風耳であることが判明した。<sup>(1)</sup>

天妣は、中国南部とくに福建省から台湾にかけて民間に信仰されている道教系の神で、航海の安全、病氣平癒などを祈願する。千

釈を試みるというのが現在われわれに残された唯一の方法である。信拠すべき新しい史料の発掘が強く望まれる所以でもある。

### 3 「魏姓家譜」に現われた手術関係の個条

「魏姓家譜」の中で、手術に關連した記事は康熙二十七年（一六八八）～二十九年（一六九〇）と康熙五十三年（一七一四）に至る条項である。この条によって高嶺徳明の業績が世に知られたのである。少し長いが左に原文のまま抄出する。

康熙二十七年戊辰三月十二日為進貢事奉 命為小船副通事隨耳目官毛起龍福地親雲上盛命正義大夫蔡鐸志多伯親雲上十一

月十七日那霸開船赴閩先是丙寅之貢使耳目官魏応伯姓令改越來親雲上朝盛正義大夫曾益名改砂辺親雲上自京回閩亦在館駅

其時有本國水梢豊氏与那嶺者生而欠唇不能医治与那嶺妻弟荀氏大嶺詮雄者又為五主役全与那嶺在閩大嶺数次往来中国通華語已巳二月偶聞補唇醫士寓福州南台潭尾大嶺与与那嶺同尋醫士療治欠唇越四日全愈大嶺為妙其術学此法買藥品而歸時魏毛蔡曾四貢使聽之嘉之召面前悉問其法而大嶺不能尽伝其道乃四貢使召去日此医術係

王世孫至要至緊汝須尽心学之去 夙稟愚昧以不能精医術固辞四貢使不允於是急往医士寓所問之不見医士有人語我云医士黃先生欲歸其鄉今在舟中遂追之及河間幸獲遇之問其姓名礼請教医士曰吾是福建汀州府上杭県住人黄会友者也有祖伝補唇奇方周旋四方療治欠唇然此藥方一世一伝雖親友不敢伝之是吾祖宗之遺令也去 乃発誠心方求不允惟以異域之人故固請教方而後允之遂与黄先生結盟居住別館昼夜孜孜学之已閱二旬悉受其伝方又得秘書一卷此時有欠唇童子二人請黄先生療治其一人十四歳先生治之又一人十三歳去 在先生面前試療治之皆不数日全愈無痕于此四貢使各出非儀十金余共聚四十余兩去 又以数金合作五十余両送之還其郷矣去 迄己巳年五月二十日歸国具聞

王世子尚諱純公世子甚懼然中国与琉球以地氣相異為試薬性己巳八月于大里間切島袋村男老人同嶺江村女老人兩人于一座療

治数日全愈亦具聞

王世子世子甚懼即命主書療治名加間親方男孫一人豊見城間切平良村男一人又中城御殿玉城安武志良礼之姪一人三人不数日全調因此

王世子大悦至十一月十七日召主書俾視

王世孫尚諱益公本月二十日奉

世子教令始療治

尚益公主書

在儲内府三晝夜全愈無痕此時擲荷氏大嶺尔也諱調合藥品並使合於内府雄

康熙二十九年庚午九月御奉行村尾源左衛門自欲視主書補唇之療治故主書

召于御飯屋大里間切上与那原村男老入欠唇者療治

具御覽歷数日全愈然御奉行嘆之賞之且謂主書曰汝之可術御元之所係至要者也此法不輕乞賜教吾伊佐敷道与依茲主書又奉命教道与更贈道与伝書一卷亦調一卷齎御奉行

#### 4 高嶺家に伝えられた口伝

「魏姓家譜」と三体の神像のほかに、徳明に関する重要な史料とも言える口伝がある。筆者は昭和五十六年（一九八一）十一月訪沖した際、高嶺家一門の方々から少くない口伝を採集したが、その中で徳明の手術に関する極めて信憑性の高いと判断されるのは、左の四項である。

一、黄会友は、徳明に秘伝を直ちに教授しなかった。そこで徳明は黄会友の寝台の下にもぐり込んだ。黄会友が、夫婦の寝物語で、徳明に本当の秘伝をまだ教えていないと言った時、徳明は寝台の下から這い出して、会友にその伝授を改めて強く乞うた。そこで遂に会友は徳明に秘伝を教えたという。

二、王孫尚益に対して、二回手術が施行されたこと。徳明は、尚益に、術後に決して「アガー（痛いという沖繩の言葉）」と言つてはいけなと言った。しかし尚益は、痛みのため遂に「アガー」と言つたため、創口が哆開した。

このため徳明は再手術を余儀なくされたという。二回の手術を行ったので三昼夜も城内に滞在したのであろう。

三、尚益は長じて口髭を生やしたという。このため尚益の子尚敬は、父尚益の手術創を知らなかったという。

四、手術の秘伝を決して他人に教授しないと黄会友に誓ったのに反して、島津藩の在藩奉行の村尾源左衛門の命令で、

同藩医伊佐敷道与に術を授けた。その後徳明は王命により、琉球王朝の御典医の元達と良心にも伝授した。黄会友との誓を破ったことを恥じて、徳明は一族の者が、医者となることを禁止した。以来約三〇〇年間この遺訓が遵守されて、高嶺家一門からは一名の医者も生れていない。

以上四つの口伝の中、手術に関しては(二)が極めて重要な示唆に富むと思われる。

なお右に述べた口伝は、従来の研究でも全く言及されていなかった。

## 5 高嶺徳明の事蹟に関する諸家の見解

高嶺徳明の事蹟の中で、とくに補唇の手術に関することが重要であり、諸家が言及している。

<sup>(4)</sup>東恩納は、徳明の手術法や麻酔法は不明としながらも、麻酔薬については曼陀羅花を主成分とする青洲の麻酔法は華佗の麻沸湯と同じであろうとし、徳明の麻酔法も、華佗の麻沸散以外に考えられないとしている。華佗の麻沸散の本態が全く不明である現在、右の記述が誤りであることは明らかである。さらに東恩納は<sup>(5)</sup>の文献において徳明の麻酔法は、華佗の麻沸湯と同じものであり、それは烏頭を主薬としたものであるとし、また、手術法について、兎唇の両端を切除して上中下の三ヶ所を縫合するとしているが、これらについては原史料の「魏姓家譜」には全くこのような記載はないし、前述したように華佗の麻沸湯の本態が不明である以上比較は不可能である。したがって手術法はもちろんのこと、麻酔法について東恩納の記述は、全く根拠を欠いたものと言わざるを得ない。

<sup>(6)</sup>金城は手術法について判然としないとしながらも、華佗の麻沸散と青洲の使った麻酔法とが同じであると述べている

が、前述した理由によって金城の記述は全くの誤りであることが容易に理解されるであろう。なお「魏姓家譜」を誤読して、尚益の手術日を「十一月二十三日」としているが「二十日」の誤植であろう。

<sup>(7)</sup>佐藤の論文は、沖繩の本土復帰に際して沖繩の医療事情を調査した中で、徳明の事蹟に言及したが、東恩納<sup>(4)(5)</sup>、金城の論文を参考にして記されたものであるから、徳明の手術を究明する上ではとくに見るべきものはない。

<sup>(8)</sup>嘉手納の論文もとくに目新しいものではなく、大嶺詮雄が徳明に先駆して補唇の術を黄会友から伝授され、薬品を購入し、後に徳明が尚益の手術をした際、薬品の調合を手伝った点が強調されているが、この二点の出典はもちろん「魏姓家譜」であって、従来知られていたことであり、大嶺についてもとくに目新しい見方をしている訳ではない。

以上記したように手術法や麻醉法に関して従来には見るべきものは何もない。

## 6 補唇の術についての著者の見解

先きに引用した「魏姓家譜」の条によっても、補唇の術の具体的なことについては、全く知られるところがない。他人に決して伝授しないと黄会友に誓った訳であるから、手術に關した詳細について徳明が「魏姓家譜」中に記載されなかったのは当然のことである。もっとも、秘伝を記して一卷となし、村尾源左衛門と伊佐敷道与に与えたというが、その巻物にも、真実が記されていたかどうかは今とは分らない。

しかし兎唇に対する手術自体はいかに秘伝といっても、手術創から、縫合の痕跡は他人に容易に分る訳である。現在の医療技術では、縫合の痕跡を殆ど遺らないようにすることも可能であるが、今から、約三〇〇年前の技術であることを併せ考えると、当然のことながら、はっきりと見える創痕があったはずである。このため前述した口伝のように、手術を受けた王孫の尚益は長じて、口髭を生やしたという。尤もなことである。したがって補唇の手術自体は、いくら秘密にしようとしても、直ぐ、他人に分ってしまうはずである。

従来の研究では、徳明によって単に兔唇に対する手術すなわち補唇の術を行ったという事実のみが言及されている。しかし高嶺家に伝えられた口碑、すなわち前述したように尚益が手術を二回受けたということは、徳明による手術法について多少の手懸りを与えるものである。徳明が三昼夜も城内にいたことは、再手術したことを強く示唆するものである。

術後に創口が容易に開いたことは、創部が一層に縫合されたもので、二層以上の縫合でなかったことを容易に物語る。皮膚縫合の下に少くとももう一層の縫合を置くと容易に手術創は哆開することは少ない。

徳明の縫合法がどんなものであったかは知るところがないが、中国の補唇の術であるから大約の想像がつく。青州の弟子本間玄調の「瘍科秘録」に兔唇の縫合と繃帯の図(写真4)が見える。一見して中国風の子供であることが知られ、玄調が中国の文献を参考にしたことが理解されよう。

徳明が黄会友から伝授された方法もこれと大差のない手術であったとしても、懸隔すること甚しくないと考えられる。一説には三本の金針を用いたとも言われるが、改めて論じたい。

兔唇縫合繃帯圖



写真 4

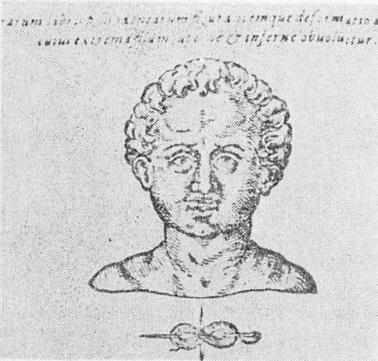


写真 5

星氏の指摘するところによれば、当時にすでに日本に伝えられたアンブローズ・パレーの手術法は写真5に示すように「8」の字に縫合する方法で、「瘍科秘録」の縫合法とは全

く異なることが分る。

以上述べたことから、徳明の行ったのは、創部が一層に縫合された可能性が高い。そうとすれば、手術法それ自体は、他人が見れば直ちにどのような手術し縫合したか、秘密にしようとしても看破可能である。

すなわち、兎唇の縫合それ自体は、秘法とはならなかったと考えられ、徳明が神に誓って黄会友から伝授を受けたというのも、手術法以外のことであったことは十分考えられよう。

## 7 「魏姓家譜」に見える「薬」の解釈

手術法それ自体が秘伝とはならなかったとすれば、それ以外に黄会友が徳明に秘伝として伝授したことがあるはずである。私はそれが手術に際して用いられた「薬」であると考えている。

大嶺詮雄が姉の夫与那嶺某の手術後、黄会友から手術法を学び、薬品を購入した。これは前述したように「魏姓家譜」の中で、「大嶺為妙其術学此法買薬品而帰」と記されているので直ちに了解される。しかし福州に滞在中の朝貢団の上役の毛、葵、魏、曾の四貢使人が、大嶺に改めて手術法を詳細に尋ねた。四貢使は、将来王位を継承すべき王孫尚益の兎唇の治療をいかにすべきか頭を悩ましていたからでもあった。しかし大嶺はそれに対して返答出来なかったという。

与那嶺某に対する補唇の手術自体は、たとえ大嶺詮雄の面前で行われなかったとしても、縫合の痕は直ぐ他の人々に見えるわけであるから秘密とはなりにくい。もちろん、詳細な点に至れば、他人には理解出来ない、つまり秘伝とされる点もあることは当然あるだろうが、あくまでも、それは些細な点であったと考えられる。

後に徳明が黄会友に補唇の術の伝授を申し出た際、一世一伝の秘法として、黄会友は当初あくまでも伝授を拒んだため、徳明は大金を積んで漸く希望を果し、秘法の教示を得たのであった。

しかしこれより先きに、大嶺が黄会友からこの手術法を学んだ上、「薬品」を購入している事実は、極めて重要な示唆

に富むものである。

「学此法」とはその前の「為妙其術」の「其術」を指す。つまり大嶺は手術方法を伝授されているのであるから、その手術方法自体は大した秘伝ではなかったことが、容易に理解できよう。

繰り返して言うが、手術法とくに縫合の仕方は、補唇の手術を受けたばかりの与那嶺がいる訳であるから、見れば直ぐ分るはずである。このことから大嶺が手術に関して、朝貢団の長である四貢使に尋ねられて明確に返答出来なかった事項は、「薬」の処方であったと考えられる。

黄会友が、徳明に仲々教授しなかった内容というのも、手術方法であったとするよりも「薬」に関する秘伝であった可能性が極めて大である。

黄会友は、大嶺に「薬品」を売却している。しかし売却しても、処方の詳しい内容は知られず、明らかにされない訳であるから秘伝を守る点では何ら問題とならない。

私のこの推察が誤っていないことは「魏姓家譜」中の「然此薬方一世一伝雖親友不敢伝之是吾祖宗之遺令也」という文面で立証されるであろう。

一世一伝の秘法は薬法つまり薬の処方であって、決して手術法ではなかったのである。

さて、「薬品」などという薬についての記載は「魏姓家譜」の中に前に引用したように四ヶ所披見される。少し読みやすいように左に改めて抄出しておく。

康熙二十七年（番号、読点、○印は筆者による）

一、大嶺為妙其術、学此法、買薬品而帰

二、有祖、伝補唇奇方、周施四方、療治欠唇、然此薬方一世一伝、雖親友不敢伝之是吾祖宗之遺令也

三、中国与琉球、以地氣相異為試薬性、己巳八月于、大里間切島袋村男老人、同嶺江村女老人、兩人于一座療治、数日

四、本月二十日、奉世子教令、始療治尚益公、士哲在儲内府三晝夜、全愈無痕、此時携肴氏大嶺尔也詮雄調令薬品並使令於内府

右によれば、(一)大嶺が福州で黄会友から購入したのは「薬品」、(二)黄会友の秘伝は「薬方」、(三)徳明が琉球で実験したのは「薬性」、そして(四)尚益の手術時に徳明が大嶺詮雄に準備させたのは「薬品」である。

さて、右の「薬」の本態が何であったかは辞句の上からは即断を許さない。

しかし手術に関連して非常に重要な役割を果している薬であるからこそ、薬のことが繰り返して記載されているのである。従来の研究者は、これを直ちに全身麻醉薬としているが、十分な考察なしに文面のみからそのように解釈するのは、短絡も甚だしいと言わざるを得ない。

しかし「薬」の素姓を推定するに全く手懸りがないわけではない。

第一に手術に必須な薬であったということである。この薬が手術に関連して大変重要な役割を果したからこそ、「魏姓家譜」の中でも四回言及されているのである。

第二に徳明が尚益の手術を行う以前に、琉球において都合五人の補唇の術を行っているが、この事實は、尚貞王はもちろんのこと、王朝の重臣が、徳明の手術の技術を確認するためであり、さらに手術に関連して用いられる薬の効果を試験するためであった。そしてその薬はあるいは尚益の生命にも関わるものであったと考えられるのである。だからこそ、尚益の手術を行う前に、合計五人もの補唇の術を行って、薬の効果を試したのである。「為試薬性」という字句からもこのことは十分に窺われるところである。いわゆる単なる薬であったならば、尚益に行う前に、五人の患者にも試すことはなかったはずである。

以上のことから、十七世紀末という時代をも考慮に入れると、「薬」というのは、感染予防薬(抗生剤)、消毒薬、止血

薬、解熱剤、滋養強壯剤、補液などの類ではなくて、「手術」と密接にて不可分である鎮痛薬ないし麻酔薬であることが容易に推定されるところである。生命にも関係するとなれば、単なる鎮痛薬というより、意識を喪失させる全身麻酔薬と考へた方がよさそうである。

## 8 「薬」の入手に関する推察

「薬」の本態に迫る前に、もう一つ考へなければならぬことがある。

徳明は「薬」を、どのようにして入手したのかということである。

大嶺詮雄は、黄会友から比較的容易に「薬品」を買うことが出来た訳であるから、当然のことながら高嶺徳明もそれを買入出来たはずである。尚益の手術は、琉球国の命運に係ることであり、それ故秘伝を伝授して欲しいと嘆願したからである。徳明が尚益の手術を行う前に、少くとも五人の手術を行い、さらに尚益に対して二回の手術を行っているから元禄二年（一六八九）には少くとも七人分の薬を徳明が準備していたことになる。

しかしもう一つの可能性が考へられる。それは、高嶺自身が琉球において、薬を製つたのではないかということである。

この点に関して改めて「魏姓家譜」を詳細に読みなおして見ると、従来の研究者が見逃していた極めて重要な点が浮び上って来る。

まず第一に「此時携翁氏大嶺也詮雄調令薬品並使令於内府」という字句である。これは尚益の手術に際して用いられた「薬品」の準備に、大嶺詮雄を手伝わせたことを述べている。もしこの「薬品」を徳明自身が既に購入所持していたとすれば、直ちに徳明自身でそれを準備出来たはずであり、したがって大嶺の協力などを決して必要とするまでもなかったであろう。大嶺が協力したということは、少くとも「薬品」の何であるかについて、多少知識を有していた大嶺をして、

薬の調合に協力させたことを意味するのである。

さらに「魏姓家譜」には「中国与琉球以地氣相異為試薬性」という字句が披見される。中国と琉球とは地氣つまり氣候風土が異っているから、「薬」の効果も異なることが予想されるので、尚益に投与する前に、実験的に薬の効果を試したという意味である。この字句は大変重要な意義を有する。もし徳明が福州で黄会友から購入した薬を用いたならば、右のような表現は決してしないはずである。とくに「地氣」が異るとは言わないはずである。中国産の薬であればむしろ、中国人と琉球人とが異るといふ人種の差が強調されるべきであらう。「地」という字が入っていることは、「薬」が植物由来であり、しかも琉球産であることを明示するものであり、そうとすれば徳明が種子を将来して植栽したか琉球に自生していたかのいずれかを意味するものである。黄会友が常時薬種の種子を持ち歩き、徳明がそれを買ってきたとも考えてもよいが、いずれにせよ、徳明の用いた「薬」の主成分となる薬草は、琉球の土で育成されたことは間違いないさそうである。なお動物由来、鉱物由来の薬で鎮痛作用を示すものは知られていない。

## 9 手術日と「薬」の関係について

右の推定を傍証するもう一つの有力な証拠がある。それは、徳明の行った手術日である。

徳明は元禄二年（一六八九）五月二十日福州から琉球に帰国した。そして、尚益手術の前の五人の中少くとも二名の兎唇患者の手術を行ったのが八月であり、尚益の手術を行ったのが十一月二十日であった。

徳明が福州から琉球へ帰国してから最初の手術を行うまで、約三ヶ月の日時を要しているのは、薬の準備に手間どったことに相違ない。欠唇の患者を探索するのは、琉球王の命令を以ってすれば、一句をも要しなかったと思われるからである。そしてこれ以外に手術が遅くなった理由を見出すことは出来ない。

そうすればどうして八月まで手術を待たなければならなかったのであろうか。その理由は、薬の準備が八月に至って漸

く完了したからに相違ないと考えるのが最も合理的である。

王孫尚益に対する手術は、それまで琉球国内でも曾って行われたことがない手術であるから、琉球王朝当局としては、一刻でも早く、徳明の特技を実地に評価する必要があったに相違ない。

それにも拘らず、徳明が帰国して約三ヶ月後の八月まで予備的手術を待たなければならなかったということは、「薬」が八月にならなければ完成しなかったことを示唆するのである。つまり八月に入って薬草から鎮痛、麻酔薬としての薬効成分が採取されたので、漸く「薬」を製することが出来、それで予備的な手術が出来たということになる。

徳明が手術に関する秘法を伊佐敷道与に伝授した時期も、右の推定を十分に傍証するものである。

尚益の手術が大成功を取めたことを聞いた島津藩の琉球の在藩奉行村尾源左衛門は、徳明に命じて、奉行の面前で、兎唇の手術を行うこと、その秘術を奉行所付きの藩医伊佐敷道与に伝授することを要求したが、これが実際に行われたのは、翌元禄三年（一六九〇）の九月（日付不詳）であったことは、「魏姓家譜」に明記されているところである。尚益の手術の噂は、直ちに首里の在藩奉行村尾源左衛門の耳に達したはずである。一旦耳に入れば、一刻でも早く見たいと思うのが、人情であろう。しかし道与への伝授が翌年の九月になったのは、余分な薬がなかったためか、あるいはあったとしても、王孫に使用したと同じ薬を使用するのは畏れ多いことであったため、再び「薬」を製ることが出来る翌年に延期されたのかも知れない。

しかし延期されたとしても、何も九月まで待つことはなかったはずである。当時の奉行の権力を考慮すれば、何も尚貞王に遠慮することはなかったのである。

このようなことから、伊佐敷道与への伝授が九月になされたという蔭には、前述したように、八月にならなければ薬草から薬効成分が収穫出来なかったという理由と解釈した方がより妥当と考えられるのである。

兎唇の患者がいなかったためとは全く考えられない。現実に九月に手術を行っているのであり、九月になって急に手術

可能な兎唇になったということは、無視しうるからである。

では尚益の手術が、何故八月よりもさらに三ヶ月も後の十一月二十日になって行われたかという疑問にも答えなければならぬ。

これには二つの理由が考えられる。まず第一は、琉球王朝当局は、徳明が八月以降に行った五人の患者の術後経過を慎重に観察していたことが考えられる。いかにうまく手術が行われても、術後の経過が思わしくなく、手術創痕が汚く、手術前と大差のないものであれば、危険を犯してまでも手術を行う必要はなくなるからである。このため、黄会友に手術を受けた大嶺詮雄の姉婿与那嶺某は、尚貞王はもちろんのこと王朝の重臣の面前に呼び出され、その手術創と徳明の行った患者の手術創と比較検討されたことは、十二分に想像出来るところである。この比較によって徳明の技術が間違いなく、十分に信憑に足るものであることが立証されたものであろう。第二に一般に気温の高い季節の手術は術後感染の機会も多くなり、創痕も醜くなる。したがって手術の時期として暑い時節を避けなければならないことは、経験上からも知られていた。つまり少し涼しくなってから手術を行うと感染の機会も少なく、創部の治癒も円滑である確率も高くなる。したがって緊急手術でもない尚益に対する補唇の術は、真夏を避けて十一月二十日という低い気温の時期が選ばれたのであろう。因に、旧暦八月つまり現在の九月の沖縄の平均気温は摂氏二七・一度で、旧十一月つまり現在の十二月の平均気温は一八・一度であり、その差は九・〇度である。沖縄で元禄二、三年には、とくに気温が低かったとか、冷害であったという記録はない。なお十一月二十日が特別縁起のよい日か否かは現在のところ不明である。

約三〇〇年も前の抗生物質などの全くなかった時代のことを考えると、この平均九・〇度という温度差は、決して無視出来ないものであることは十分に理解されると思う。

では術後の感染などを考慮に入れると、尚益の手術の前に、五人の島民の手術を行っているのは、少し理屈に合わないのではないかと反論されるかも知れない。

徳明は真夏の八月は手術を行う上で決して最適の季節ではないことを知っていたに違いない。黄会友から伝授を受けたのも比較的寒い二月であった。徳明は十分にこのことは知っていたに相違ない。しかし一刻でも早く尚益の兎唇を手術によって癒したいという琉球王尚貞および重臣たちの命令で、彼は止むを得ずに予備的手術を薬が入手出来るとすぐの八月に行つたものと、著者は解釈したい。

## 10 「薬」の本態

以上のような考察によつて徳明が手術に用いた薬は、鎮痛薬、麻醉薬、強いて言えば、全身麻醉薬であつたことが強く示唆されるのである。

鎮痛、麻醉作用を有する薬物としては、種々の物質を指摘することが可能である。

歴史的に考察しても、古代から近世に至るまで鎮痛薬のすべては、植物由来であつて、動物、鉱物由来のものはない<sup>(14)</sup>。一八四六年（弘化三年）のモートンによるエーテル麻醉の公開実験以来、種々の合成麻醉薬が普及したが、それ以前は専ら自然界の植物に麻醉薬が求められた。

中国においても、動物、鉱物由来の薬物は、強精、不老長寿の薬として珍重されたことは、今更言うまでもなく、麻醉や手術に関連しての使用に関する史料は、皆無である。したがつて徳明の使用した薬物についても、それが鉱物、動物由来であることは考慮の対象から除外しても一向に差し支えない。

「魏姓家譜」中の「中国与琉球以地氣相異」という辞句と、右のことを考えれば、徳明の「薬」は植物由来であるといふことは間違いない。洋の東西を問わず、強力な麻醉作用、鎮痛作用を有する植物として、マンドレーク（マンドラゴラ）、ケシ、朝鮮アサガオ（曼陀羅花）、コカ、大麻、附子などが一般の人々によく知られ、このほかに中南米のある種のサボテン（ペヨーテ）などが掲げられよう。

右の植物の中、十七世紀末という時代と中国から渡来という因子を考慮に入れると、対象となるのは、ケシ、朝鮮アサガオ、大麻、附子、羊躑躅などに限定せざるを得ない。

ケシは少くとも唐代には中国に伝来しているが、罌粟殻としてであり、阿片の鎮痛効果が知られたのは、極めて遅く、明代に入ってからであり、李時珍が「本草綱目」を上梓した際、罌粟の薬効については、玉璽の「医林集要」から引用しているほどである。しかし「医林集要」にしても、阿片の主なる薬効を止瀉剤と見ており、手術に関連しての鎮痛薬、麻酔薬とは認識していなかった。中国の清朝においても阿片が手術に関連して鎮痛薬、麻酔薬として用いられたという史料は皆無である。

王朝時代の琉球への罌粟の渡来に関しては、全く考究されていないが、罌粟のアジアへの伝搬経路の一つ、つまり中近東からジャワ・スマトラ辺を経由して中国南方へ至ったことからすれば、比較的早い時期に琉球へも伝来していた可能性は全くは否定出来ない。

沖繩に「楊氏<sup>(16)</sup>医方類聚」という一本が伝えられている。題名を欠くが、楊氏の野国家に伝えられた和本であるため仮にこの名が付されたものである。主として民間に伝わった処方を集めたもので、遅くとも一七五〇年代の後半に完成されたものと推定されている。

その七十三の「血小便の薬」の処方として、「けし三勺」が、青燈心(いぐさ) 芍薬、石菖蒲の根芍薬、ひらもしゆる(ひらむしろ) 芍薬、まかやの根芍薬、麦いちょびの根芍薬、桑のひき芍薬、黒ごま三勺、と共に用いられたことが見えている。

三勺とあるからこの「けし」は「けし粒」のことである。これは全く鎮痛作用を持っていない。またこの処方でも鎮痛を目的としたものでもない。

しかし本書によって少くとも一七五〇年代に琉球にケシが自生していた可能性が指摘されるのである。

渡来したとすれば、何時なのかなどについては、これだけの資料からは断定不能である。

なおもう一つの中国へのルートは、シルクロードを經由したものである。

阿片の薬効を中国で比較的早期に記した王璽は長年トルファンの知事をしてきた。彼は、中近東では早くから知られていたが、中国ではそれまで余り知られていなかった薬物としての罂粟の知識を、シルクロードを経て入手したのであった。そしてその後も中国ではこのシルクロードを經由して入った罂粟の情報が全国的に普及していく訳であるから、例え罂粟が早い時期に南海ルートで齎されたとしても、食料や鑑賞用の花としての罂粟であり、阿片採取を目的としたものではなかったであろう。阿片を採取されたとしても、それを手術時の疼痛に応用することは全く考慮されていなかったことは、その手術への応用という類例が全く皆無であることによって容易に立証可能である。したがって徳明の用いた薬が阿片である可能性は全くないと見ても差し支えない。

既に旧著<sup>(16)</sup>において、最近の植物育種学、歴史学などの知見を総合して例の華佗の時代の中国における大麻は、麻醉性幻覚性を發揮する主たる薬効成分であるテトラハイドロカンナビノール (THC) を生成出来ない種類のものであったことを推察した。したがって華佗が大麻を使用したとすれば、それにはイラン的要素が多分に含まれたものであることを示すと考えられる。

さらに近世の中国においても、全身麻酔を目的とした大麻の使用は、文献的にも皆無に近く、その実証もない。

最近北京の中医学研究院、中国医史文献研究所の李経緯氏は、中国における外科の歴史を概説して、麻酔法についても言及したが、その中で、宋代の寶材の「扁鵲心書」<sup>(18)</sup> (一一四六) に記載された麻酔薬「睡聖散」を紹介した。睡聖散は「山茄花」すなわち朝鮮アサガオと「火麻花」つまり大麻を等分の成分とするものであり、灸時の疼痛に対して用いるとして「人難忍灸火灸痛、服此即昏睡不知痛、亦不傷人」と記されている。

火麻花についてはさらに註して「八月収、按八月中火麻花已過時恐作七月為是」とある。ここでも「麻酔」とは記され

ておらず、意識を失うことを「昏睡」としていることは注目される。

朝鮮アサガオの「山茄花」については「八月収」、大麻の「火麻花」については「八月収、按八月中火麻花已過時恐作七月為是」とある。つまり朝鮮アサガオは八月に採り、大麻については、収穫の時期を八月としては少し遅く、したがって一ヶ月前の七月でなければならぬとしている。

そうすれば朝鮮アサガオの八月収穫は、八月に入って収穫したとする前述の私の推定と一致するが、大麻については矛盾する。さらに大麻を手術時の麻酔に応用した処方方は、極めて少ない。徳明が大麻を使用した可能性が皆無とは言えないまでも、次に述べる曼陀羅花に比較すると可能性はずっと小さい。

大麻は非常に古い時代から中国に自生しあるいは植栽されていた。

もし大麻が相当古い時期から中国全土において、骨折などを含めたいわゆる手術に応用されてきたとするならば、朝鮮アサガオと同様にもう少し多くの文献に頻繁にその名が披見されてもよいかと思われる。

蘇頌の「図經本草」に「腕折を主とす、骨痛忍ぶべからざれば、大麻の根及び葉を用う、搗きて汁を取り、一升之を飲む、非なる時は、即ち麻汁を煮乾して服す、亦同じ」とあるのが代表的なものであろう。

このように中国において大麻の麻酔への応用を記した文献が少ないのは、前に記したように、古代中国の大麻が、テトラハイドロカンナビノールを生成出来ない種が大半を占め、テトラハイドロカンナビノールを生成可能な大麻が極めて少ないか、あるいはその自生が遅れ中国に将来植栽された。

このため、一見同じような大麻を採集して用いても、実質的にその薬効が異って不均一であったため、人々がその薬効に疑いを持ち实际的に用いられることが徐々に減少していったものではなからうか。

前記の李<sup>(17)</sup>の文献でも大麻については、全く言及されていない。

曼陀羅花は、今更言うまでもなく、本邦では、華南青洲の麻酔薬の「通仙散」の主成分として、広く知られている。

宗田<sup>(19)</sup>は、青洲の通仙散は、彼自身の開発したのではなく、花井、大西の処方を変換、つまり、曼陀羅花の量を増量して、溶媒の酒を、水に代えて吸収度を抑えたものだろうとしている。さらに曼陀羅花の内容を記す最初の文献として危亦林の「世医得効方」(一三三七)を掲げているが、前述したように、中国ではそれより約二〇〇年も前の「扁鵲心書」においてすでに曼陀羅花が灸時の痛みを抑えるのに用いられていたのである。

「扁鵲心書」の睡聖散をはじめとして、中国では伝統的に鎮痛や麻酔のため、曼陀羅花や烏頭を主成分とする薬物が草烏散、蒙汗藥などと呼ばれ使用されたことが知られている<sup>(20)(21)(22)</sup>。この問題に関しては改めて詳細に論ずる予定であるが、このことは、少くとも黄会友が高嶺徳明に秘伝として伝授した処方の中にも曼陀羅花と烏頭が含まれている可能性が高いと見て差し支えないのではなからうか。

## 11 本土への伝搬

高嶺徳明が黄会友から伝授をうけた薬の秘法つまり処方、島津藩藩医伊佐敷道与によって鹿児島に伝えられた。道与への伝授は、島津藩の在藩奉行村尾源左衛門の命令に従ったもので、徳明といえどもこれには従わざるを得なかったものである。徳明が琉球王の命令でこの秘方を王朝の医者元達と良心に伝授したのは、道与に伝授した元禄三年(一六九〇)に遅れること二十四年も後の正徳四年(一七一四)であった。

「魏姓家譜」の康熙五十三年の条には、「三月蒙聖命、補唇之療法使課御医者元達良心、士哲敢一世一伝之法、試依為國家教彼兩人、從此補唇之医法國中広焉」とある。

一世一伝の秘法であったが、国家のためになることであるからといって、敢えて秘術を元達良心に伝授したが、「補唇之医法」手術のことは勿論のことながら、「薬」の処方に関するものが主なものであったことが理解される。

そして、それが「從此補唇之医法國中広焉」とあるから、大約の処方の内容も当然のことながら、他の医者たちにも伝

えられたと見るべきであろう。そうとすれば、琉球は本土と頻繁な交渉があったことから、時間的には多少遅れたかも知れないが、その秘方が本土に伝えられなかったとすることは出来ない。

事実、すでに元禄三年（一六九〇）に伊佐敷道与によって少くとも一回は鹿児島に伝えられているのである。

この情報がさらに、京阪へと伝搬された可能性も決して否定出来ない。

一般に秘法とすればする程、それが普及され易くなるものである。例えば阿片を含んだ津軽一粒金丹は、「他邦になき秘薬」と称されたが、その処方の方の些細な点までも一般に周知の事実であったという好例を示すことが出来る。

徳明が福州から将来した補唇の秘法とくに麻酔薬の処方は、徐々にはあろうが、本土の医者たちの耳に達したであろうことは想像に難くない。何故ならば、少くとも当時日本の医者たちが、大いに関心をもって求めていたのが、麻酔薬に関する知識であったからである。

道与がこの秘法を他人に知らせたとすれば、それは殆ど徳明から伝授されたと同じものだったのであろうが、徳明が元達、良心に伝授し、琉球国中に普及し、それがさらに本土の医者にも伝えられたとすれば、それは徳明が道与に伝授してから三十年以上も経過した時であっただろう。そして後者が可能性としてずっと大きいことを認めないわけにはいかない。

そうとすれば、三十年間以上もの間に、処方の内容が、琉球の医者によって一部改善される可能性も否定出来ず、否むしる時代と共に少しは改善改良されて行くのが処方の運命でもあろう。

## 12 「薬」の処方に関する推察

もし徳明によって福州から将来された処方が、伊佐敷道与などを通じて、本土に伝えられたとすれば、秘伝であるが故に記録され、どこかにその痕跡が遺されている可能性がある。少くとも徳明は秘伝を巻物にして鹿児島島の村尾源左衛門と

伊佐敷道与に与えているからである。

他に方法が残されていない現状では、たとえいくら少ない可能性であったとしても、痕跡を求めるのが研究の王道であり、常道でもある。

中川修亭は、「麻薬考」という一書を著わし、それまで知られていた鎮痛、麻酔薬の処方を一括収載した。修亭の序文は寛政八年（一七九六）の日附を有するから、遅くとも寛政八年までに完成していたものである。後に文政九年（一八二六）大江三谷が刊行した「外療秘薬考、一名麻薬考」は、修亭の「麻薬考」の剽窃本と称される。

さて修亭の「麻薬考」には、合計十九の処方掲載されている。その中で左記の処方が注目される。

曼陀一花二箋 草烏頭二箋 葛麻子 琉球津々志 川弓 蒼朮 各一箋

右為散以酒服二箋 薬毒不鮮者 用緑豆湯可也

この処方「外療秘薬考」では「曼陀羅花二箋 草烏頭 炒二箋 篋比 麻子 琉球津々志 川芎 唐蒼朮 各一箋 右六味。為細末。以温酒服二箋。薬毒不解者。用緑豆湯可也。」となっている。

両者を比較して見ると、殆ど同一であるが、僅かに、後者で「草烏頭」に「炒」が付け加えられ、「蒼朮」が「唐蒼朮」となっているだけである。

この六味の処方の中で注目すべきは、「琉球津々志」を含むことである。

琉球<sup>24</sup>つつじが南京梅、茶蘭、シュロテク、風車などと共に本土に渡来したのは、正保二年中（一六四四～一六四七）のことであった。本土に渡来したといっても、何百本も移入された訳ではなく、鑑賞用に極めて少数が好事家の手に入ったのである。琉球つつじは原産が中国で、琉球、平戸を経て本土に渡来したという。しかし「琉球つつじ」そのものは琉球になかったとも言われており、ここでは「琉球のつつじ」の意であると解釈したい。

もし右の処方が琉球を経由しないで、直接中国から本土に伝えられたとすれば、琉球のみに産する「琉球のつつじ」が

わざわざ処方の中に付け加えられる可能性は極めて少ないと見なければならぬ。さらにこの処方が本土で開発されたと考えられることも出来るが、本土の医者がわざわざ本土で入手困難な「琉球のつつじ」を処方の一部に加えることもなかつたはずである。

処方を改変するということは、少くともある程度経験をした上でないと不可能なことである。そうすると、「琉球のつつじ」が処方の一部に加えられているということは、それが本土で付け加えられたというよりも、琉球においてなされて、後にそれが本土の方に伝えられたと考えた方がより妥当であろう。

前出の「石室秘録」や「新撰薬性会元」の中に披見される麻酔薬には、いずれも「羊躑躅」が主成分として用いられている。とくに「新撰薬性会元」においては、「羊躑躅、味辛温有大毒、其花似萱草花、甚不可服、誤則人臚科昏倒一昼夜如用可拌焼酒三次、即無慮矣同它羅花川鳥草鳥合未即蒙汗藥」とある。

つまり羊躑躅が蒙汗薬つまり全身麻酔薬処方の一成分として用いられた明白な証拠である。

したがって琉球において、この処方を作るとすれば、中国の羊躑躅は入手困難であるから、羊躑躅（日本のれんげつつじ *Rhododendron japonicum suring* の漢名が羊躑躅とされるが、これは誤用で、羊躑躅は支那産の *Rhododendron molle* G. Don であるという）の代りに「琉球のつつじ」を代用するのは極めて当然のことである。

したがって右に示した中川修亭の「麻薬考」に披見される処方、元来中国から渡来したものであるが、当初は「琉球つつじ」の代りに「羊躑躅」が含まれていたものと解され、それが琉球に伝えられた時に「羊躑躅」が「琉球のつつじ」に改められたと考えられる。

このような改変が行われたのが、いつであるか全く不詳であるが、この改変は琉球の高嶺徳明やその系統の人々を除外しては考えられない。徳明自身によってなされたものか、あるいは徳明から伝授を受けた人が改変したものかは直ちに判断出来ない。

いずれにせよ、高嶺徳明が中国の福州で黄会友から伝授された秘密の処方の一部は、著者が右に推定したものと大差ないものではなかったと思う。

### 13 おわりに

高嶺徳明が元禄二年（一六八九）琉球に伝えた「薬」の本態が何であるか、これまで全く不詳であったが、われわれに遺された「魏姓家譜」中に披見される「薬」に関する四ヶ条の記載から、可能な限りの文献学的考察を加え、曼陀羅花、烏頭を主成分とする麻醉薬であろうと推定した。琉球へ伝えられたため処方の中に琉球つっじが含まれ、それが本土へ伝えられ、中川修亭の「麻薬考」の中の一処方として痕跡を留めていると考えられる。この著者の推定が全く正しいかどうかは分らない。

しかし史料不足のため絶対正しいかどうか分らない現在、あらゆる可能性を検討しなければならない。

宮崎市定氏が大和石上神宮に襲蔵される七支刀の銘文の解説を記した「謎の七支刀」<sup>(26)</sup>において「現在の段階ではまだまだ資料が不足で、どの読み方が正しいのか、間違っているとか、断定することは出来ない状態にある。すべてはどちらがベターかということができるに止まる。」と記しているが、全く同感である。

この小論が、高嶺徳明の事蹟に関する将来信拠すべき新資料が発掘される一つの契機となることを祈って止まない。

### 文 献

(1) 松木明知 琉球に麻醉法を将来した高嶺徳明 麻醉科学のパイオニアたち 麻醉科学史研究序説 克誠堂 昭和五十八年 四頁

(2) 松木明知 華岡青洲の麻醉法のルーツを尋ねて 日本医事新報三一五五号 五十九頁 昭和五十九年

(3) 松木明知 本邦に全身麻醉を伝えた高嶺徳明の事蹟 日本医史学雑誌 三〇巻 二号 一四四頁 昭和五十九年四月 第八十

五回日本医史学会総会発表

- (4) 東恩納寛淳 東西文化のかけ橋となった沖繩 第二話 全身麻醉(中) 沖繩タイムス 一九五八年二月十一日
- (5) 東恩納寛淳 高嶺徳明—琉球における全身麻醉外科手術の創始者 医譚復刊十八号 一七八九頁 昭和三十三年
- (6) 金城清松 琉球医学史概説 医譚復刊 二八号 二一七頁 昭和三十八年
- (7) 佐藤八郎 この人を忘れてはならない—高嶺徳明(魏士哲)のこと— 鹿兒島医師会報 昭和四十七年六月一日号
- (8) 嘉手納宗徳 補唇の術の先駆者大嶺詮雄 沖繩タイムス 一九八一年 十二月三日
- (9) 星栄一 江戸時代前期の唇裂手術 形成外科 一九卷四号 三一〇頁 昭和五十一年
- (10) 那覇市企画部市史編集室 那覇市史 資料篇一卷六号 家譜資料(二)の上 二三頁
- (11) 野尻抱影 星と東方美術 恒星社 昭和四十六年 一四九頁
- (12) 本間玄調 瘍科秘録 弘化四年
- (13) 観光ハンドブック 那覇の旅 資料篇 那覇観光協会 一九八一年 四頁
- (14) Ellis E.S. Ancient Anodynes, W. Heinemann London 1946
- (15) 楊氏医方類聚 沖繩県立博物館 昭和五十六年覆刻
- (16) 前出(1)の九十九頁
- (17) 李経緯 中国古代外科学成就 自然科学史研究所主編 中国古代科技成就 中国青年出版社 北京 一九七八年
- (18) 武田製薬株式会社 杏雨図書館所蔵
- (19) 宗田一 華岡青洲の麻酔薬(通仙散)をめぐる諸問題 呉秀三 華岡青洲先生及其外科附録(覆刻版) 思文閣 昭和四十六年
- 附録
- (20) 陳士鐸 重刻 石室秘録 雍正八年
- (21) 梅元実 新撰薬性会元 萬歴二十三年
- (22) 張介石 資蒙医経 康熙八年
- (23) 中川修亭 麻薬考 文獻十九所収
- (24) 大江三谷 外療秘薬考 文政九年 文獻一九所収
- (25) 官崎市定 謎の七支刀 中央公論社 昭和五十八年

# The Secret Anesthetic used in the Repair of a hare-lip performed by Tokumei Takamine in Ryukyu

by

Akitomo MATSUKI

In 1689, Tokumei Takamine (1653-1783), a diplomat of the Ryukyu dynasty, learned a secret procedure for plastic surgery of a hare-lip along with an anesthetizing drug from a traveling physician named Koh-Kai-yu (黄会友) in Fukushu during Takamine's visit to China.

A grandson of Sho-tei, the king of the Ryukyu dynasty, named Sho-eki suffered from a hare-lip and his family was very anxious about this congenital defect of Sho-eki.

They asked Takamine to learn the secret of rectifying the hare-lip from Koh-Kai-yu and then operate on Sho-eki since Takamine was an excellent interpreter and was capable of fully understanding the method.

After repeated requests from Takamine, Koh-Kai-yu finally decided to teach him the method and Takamine mastered the essentials of the procedure within twenty days.

In May of 1689, he came back to Ryukyu from China, and in August of the same year, Takamine performed several trial operations on five patients with hare-lips to ensure the safety of the drugs he had been instructed to use by Koh-Kai-yu.

On November 20 th of 1689, he successfully performed an operation on the hare-lip of Sho-eki, the grandson of the King Sho-tei.

The components of anesthetics he employed are still unclear to us, because Takamine promised Koh-Kai-yu not to teach others the secret.

Through a detailed consideration of several descriptions of the drug, the date of the preliminary trial operations and the histopharmacological background, it might be concluded that components of the drugs would have been *Datura Stramonium* L. (曼陀羅花), *Child Rhizoma* (川芎), *Atractylodis Lanceae Rhizoma* (蒼朮), *Angillicae Radix* (當歸), *Aconiti Tuber* (附子) and *Rhodendron Mille G. Don* (羊つ  
つじ).